

架け橋の会 規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会は「架け橋の会」と称する。

第2条(所在地)

本会の主たる事務所は、次の場所に置く。

住所：〒151-0061 東京都渋谷区初台 1-51-1 初台センタービル 709 号室

なお、必要に応じて運営委員会の決議により変更できる。

第3条(目的)

本会は、一般社団法人未来への架け橋の理念をふまえ、インクルーシブ社会の実現に向けた活動を支援し、知的障害者の生涯学習の充実および社会参加の促進を目的とする。

第4条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 知的障害者の高等教育支援に関する啓発活動
2. 会員間の交流・情報共有
3. 資金調達および助成活動
4. その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条(会員の種別)

本会の会員は以下の種別とする。

1. 法人（正会員）
 - ・本会の目的に賛同し、積極的に活動に参加する法人。
 - ・法人名やロゴの掲載やネットワーキング機会を得られます。
2. 法人（賛助会員）
 - ・本会の活動を賛助する法人。
 - ・ロゴ掲載や広報協力などを提供します。
3. 個人（正会員）

- ・ 本会の目的に賛同し、積極的に活動に参加する個人。
- ・ 会報の受け取り、イベント・研究会への優先参加の機会を得られます。

4. 個人（賛助会員）

- ・ 本会の活動を賛助する個人。
- ・ 会報の受け取り機会を得られます。

第6条(入会)

1. 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、運営委員会の承認を得るものとする。
2. 入会金および年会費は別途定める。

第7条(資格の喪失)

会員は、以下の理由により資格を喪失する。

1. 退会の届出を行った場合。
2. 会費を一定期間納入しない場合。
3. 本会の活動に不正行為や違法行為を行った場合、運営委員会の判断により資格を喪失する。

第3章 組織

第8条(運営委員会)

本会の運営は、運営委員会がこれを行う。

1. 運営委員会は正会員の中から選出された委員によって構成される。
2. 委員は会長1名、副会長1名、その他の委員若干名とする。
3. 委員の任期は2年とする。

第9条(会長の職務及び権限)

1. 本会を代表し、対外的な活動を行う。
2. 総会及び運営委員会の決議に基づき、重要事項を執行する。
3. 必要に応じて、副会長及び理事に権限を委任できる。
4. 予算及び財務管理を監督し、必要に応じて会計担当者に指示を行う。

第10条(副会長の職務及び権限)

1. 会長を補佐し、会の運営に協力する。
2. 会長が不在または職務遂行が困難な場合に、会長の職務を代行する。
3. 総会において、会の運営に関する意見を述べる。

第11条(会議)

1. 運営委員会は、年1回の定例会議を開催するほか、必要に応じて臨時会議を開催する。
2. 会議は出席委員の過半数の賛成をもって議決する。

第4章 会費

第12条(会費)

会費は以下の通りとする。

法人	正会員	：	年額	5万円
	賛助会員	：	年額	3万円
個人	正会員	：	年額	1万円
	賛助会員	：	年額	3千円

第13条(会費の納入)

会費は毎年4月1日から翌年3月31日までを1期とし、原則として4月末日までに納入するものとする。年度途中に入会する場合であっても、会費は全額を納入するものとする。

第5章 財産管理

第14条(財産の範囲)

本会の財産は、以下の各号に掲げるものを含む。

1. 会費（賛助会員からの年会費、寄付金を含む）
2. 資産（現金、預金、有価証券等）
3. 寄付金及び助成金
4. その他、本会の活動により得られた収益

第15条(財産の管理責任)

本会の財産は、運営委員会が適切に管理し、その運用について監督する。

財産の管理・運用に関する具体的な業務は、会計担当者が行い、定期的に報告するものとする。

第16条(財産の運用)

本会の財産は、その目的達成のために適切に運用し、営利を目的とした運用は行わない。

財産の運用方針は、運営委員会の承認を得た上で決定する。

運用にあたっては、リスク管理を徹底し、安全性を考慮した運用を行う。

第17条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 附則

第18条(規程の改定)

本規程の改正は、運営委員会の出席者の3分の2以上の賛成によるものとする。

第19条(施行)

本規程は、2025年1月1日より施行する。なお、第13条(会費の納入)については、2025年4月1日より適用する。